

災害時における志布志市内郵便局及び志布志市の相互協力に関する協定書

志布志市内に所在する志布志郵便局、松山郵便局、有明郵便局、泰野郵便局、内之倉郵便局、蓬原郵便局、志布志東町郵便局、田之浦郵便局、志布志安楽郵便局、伊崎田郵便局、山重郵便局、野井倉郵便局、尾野見郵便局に所属する社員及び防災士（以下「甲」という。）と志布志市長 本田 修一（以下、「乙」という。）は、志布志市内に発生した地震、集中豪雨その他災害時において、友愛精神に基づき、必要な対応を円滑に推進するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1項に定める被害をいう。また、「防災士」とは、NPO法人日本防災士機構が認定した者をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、志布志市内において災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、災害救助法が適用されない災害が発生した場合においても、甲、乙相互の要請により可能な限り協力を行うものとする。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供。（車両を保有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲及び乙が収集した被災者の避難状況及び被災者が情報提供を同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供。
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動。
- (4) 甲が災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策は、次のとおりとする。
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 甲又は乙が発見した道路等の損傷状況の情報を相互提供する。
- (6) 甲が所有する臨時郵便差出箱を乙が開設する避難場所等への設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布及び回収を含む。）。
- (7) 甲は、志布志市内において災害が発生した場合は、乙に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供の要請をすることができる。

- (8) 甲に所属する社員で、大隅曾於地区消防組合等が実施する普通救命講習会を修了した者を乙が実施する救護対策に協力すること。
 - (9) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い。
 - (10) 甲に所属する防災士は、災害時の公的支援が到着するまでの間、被害の拡大の軽減に努めること。
 - (11) 甲に所属する防災士は、災害発生後の被災者支援など、乙が実施する救護対策に協力すること。
 - (12) 甲は乙が開催する防災会議への出席要請があった場合は、業務の遂行に支障のない範囲内で出席すること。
 - (13) 甲は乙が行う防災訓練への参加要請があった場合は、業務の遂行に支障のない範囲内で参加すること。
 - (14) その他前各号に掲げるもののほか、相互に協力できる事項。
- 2 甲に所属する社員で、防災士の認定を受けた者は乙が実施する平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練、研修等について協力を行うものとする。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を鑑み協力するように努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(日常的連携の強化)

第5条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に行うため、防災計画の交換、防災訓練等への参加、被災市民の安否情報連絡体制に関する検討、協議等の実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては有明郵便局長、乙においては志布志市役所総務課長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第8条 本協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

この締結を証するために、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月26日

甲 志布志市内郵便局

代表者 内之倉郵便局長

内之倉



乙 志布志市長

本田修



田原市

日本新聞

